



門中3年生の騎馬戦

スポーツの秋・今やたけなわ!!

今月の主な行事

- 1日 血圧測定 (9:00~11:00 役場宿直室)
第2回狂犬病予防注射 (5日迄)
- 2日 3ヶ月児相談 (9:00~10:00 役場宿直室
S59年7月生)
- 3日 地婦協定例会 (9:00~中公)
宮ノ迫栄養教室 (19:30~集会所)
- 4日 二種、三種予防注射 (13:30~14:00 中公
生後24ヶ月~48ヶ月児と三種混合未接種者
(5日迄)
食品加工教室 (9:30~中公)
- 7日 門川小、草川小体育大会
日曜朝市
- 9日 門川町戦没者慰霊祭 (10:00~中公)
陶芸教室 (9:30~中公)
- 10日 体育の日
- 12日 成人病学級 (9:30~中公)
- 15日 妊婦教室 (6.7.8ヶ月2回目
13:30~15:30 役場宿直室)
- 18日 栄養学級 (9:30~中公)
- 19日 第16回門川町老人クラブ大会 (9:30~中公)
1才半検診 (S58、3月、4月生
13:00~13:30 役場3階会議室)
- 21日 五十鈴小体育大会
- 22日 妊婦教室 (6.7.8ヶ月3回目
13:30~15:30 役場宿直室)

- 23日 育児学級 (S58、11月、12月生児
9:30~13:00 中公)
- 24日 献血
- 25日 麻疹 (生後18ヶ月~満3才迄
14:00~14:30 白石病院
26日 樋口病院
糖尿病学級 (9:30~中公)
- 26日 日向入郷地区母子寡婦福祉研修会 (10:00 中公)
- 27日 農業委員会 (9:30~15:00 役場3階会議室)
- 30日 赤十字家庭看護法講習会 (13:00~15:00
町老人福祉館 対象者 日赤奉仕団員及び一般希望者)

ミニバレー教室 (火) 19:30~西門川中、門川小 2. 9. 16. 23.

(水) " 草川小 3. 10. 17. 24

(木) " 門川中 4. 11. 18. 25

藤 芸 教 室 (金) 9:30~中公 5. 12. 19. 26

少女バドミントン教室 (金) 16:00~中公 5. 12. 19. 26

9月1日現在人口

世帯数	男	女	計
5,502	9,067	9,870	18,937
(5,507)	(9,057)	(9,860)	(18,917)

かどがわ産業まつりが、町内の特産物・農林・水産物・木工・商工製品及び食料品を一堂に集め、町民の皆さんに地場産業のPR、愛用促進、販路拡大並びに地場産業の振興を図る目的で、次のような内容で開催されます。

(一) 開催日時
十一月三日(土)文化の日 午前十時より午後四時まで
十一月四日(日) 午前十時より午後四時まで

(二) 会場
◎町立中央公民館及び同館前広場……展示即売場(木工業コーナー・誘致企業コーナー等)・ミニ水族館コーナー

かどがわ産業まつり
11月3日(土)～4日(日)

★展示即売
★ミニ水族館
★焼酎試飲コーナー
★お楽しみ抽選会

★日曜朝市
★歩行者天国
★ミス産業まつり
その他催し物がいっぱい!!

(三) 出品物
①水産関係
。ミニ水族館コーナー(タイ・ヒラメ・ハマチ・イセエビ・アワビ・トコブシ)
。かまぼこ・天ぷら等の練製品
。丸干・カワハギのみりん干・チリメン等
。アユ・ウナギ
②農林関係
。もちつき・ポン菓子コーナー
。生椎茸・乾椎茸・ゼンマイ
。みかん・ゆず・きゅうり・白菜・大根・里芋・人参・ゴボウ・みょうが・甘藷・ニンニク・ラッキョ・つくね芋
。味噌・梅干漬・ラッキョ漬
。園芸コーナー
③商工業関係
。絨氈、マット、衣類、九木加工製品、日建化学インテリア、太鼓庵焼の実演コーナー
商業まつりコーナー

◎歩行者天国(本町十号線交差点から熊坂電器店前信号機まで県道中央通線約二五〇メートル)……米消費拡大コーナー・商業まつりコーナー・朝市コーナー
◎中央保育園前広場……アトラクション広場・農林・水産物コーナー

(四) 抽選会
両日会場におきまして、お楽しみとして訪れた人に抽選券を渡し、自転車等協賛品が当たる抽選会が行われます。

(五) 駐車場
Aコープ、日向農協門川支店、門川小学校、宮崎銀行門川支店の各駐車場をご利用下さい。

◎このように、盛りだくさんの出し物及び催し物があり、町の一大イベントとして定着させて、地域経済の発展と活性化をはかるものであります。町民の皆さんをはじめ、各団体、事業所、機関のご協力をお願い致します。

※各商店会より多数の出店が予定されています。
。焼酎試飲コーナー
④日曜朝市関係
。十一月四日(日)午前十時より歩行者天国で同時開催します。

(四) 催し物スケジュール表
別表のとおり

「かどがわ産業まつり」案内図

◎詳細についての問い合わせは、農林課、商工水産課へご連絡下さい。

主催 門川町地域経済振興対策協議会
TEL 3-1140

催し物スケジュール表		
日	時	催し物
11月3日(土)文化の日	10:00	開会式・テープカット 煙火・鼓笛隊
	11:30	「はまゆう太鼓」
	13:00	「霧島舞踊団」
	13:00	大空港ショー (マジック・人形腹話術)
	13:30	園ますみショー抽選会 (延岡出身)
11月4日(日曜)	10:00	煙火・朝市同時開催
	10:30	職域対抗歌合戦 (参加40チーム)
	12:30	幸田くみ子ショー (日之影出身)
	13:00	審査発表・表彰式・抽選会
	14:00	

町制施行50周年

門川村から門川町へ 昭和60年2月11日

私たちの住む門川町は、昭和10年2月11日に門川村から門川町に町制が施行されて、昭和60年2月11日に満50年を迎える記念すべき年に当たります。

門川町ではこの町制施行50周年の記念事業や行事をどのようなものにするか、町内各種団体から意見を聞き検討しております。

その中の一つとして小・中・高校の児童生徒及び一般市民が郷土に対する認識と将来の門川町の発展について考え、それを「作文論文」にしていただくため、以下の要領により募集いたします。

『作文』『論文』一般募集について

町制50周年記念事業

締切り 11月30日(必着)

募集要領

- (1) 主旨
町制施行50周年記念事業として、門川町の現状と将来に対する町民の関心の高揚を図るとともに、今後の町勢の発展に資するため小・中・高校の児童生徒及び一般町民から記念作文、論文を募集する。
- (2) 主催
門川町
- (3) 題名
作文
小学生「わたしたちの町」
中学生「郷土にかけろ私の夢」
高校生「郷土にかけろ私の夢」
論文
一般「明日の門川町」
- (4) 応募の方法
。400字記載できる原稿用紙(4枚以内)
。作品には住所、氏名、職業
電話 ③-1140番
- (5) 応募資格
。門川町の在住者であること
- (6) 締切
。昭和59年11月30日(必着)
- (7) 審査
。審査は門川町が委嘱した審査委員が行う
- (8) 入賞
。入賞(最優秀、優秀、優良)は各部門ごとに行う
- (9) 入賞発表及び表彰
。入賞者には、主催者から入賞通知書にて通知し、表彰は町制50周年記念式典(昭和60年2月11日実施予定)において門川町長の賞状と副賞を贈る
- (10) 送付先・問い合わせ先
。門川町教育委員会
電話 ③-1140番

第1回 新鮮
『日曜朝市』大盛況に終る!!

日曜朝市の開催につきましては各関係者のご協力をいただきまして、新鮮で安い地場産品を町民の皆さんに見直していただいた、消費拡大を図る目的で、去る九月二日に盛大に開催されました。

町民の皆さんには、早朝から多数ご来場をいただき心から感謝を申し上げます。



当日は、約二千五百人の人出で農産物・水産加工物・商工製品等売り切れの店が続出した為、当初午前十時までの予定を午前八時に切り上げるほど大盛況の朝市でした。また、買いたい物が出来ない方々に大変ご迷惑をかけたことを深くお詫び申し上げます。

なお、次回からの朝市は、出店者及び品数の増加を図り、毎月第一日曜日から午前六時(十一月から五月までは午前七時から午前九時まで、六月から十月までは午前六時から午前八時まで)に煙火を合図に役場内駐車場で開催される予定です。今後とも町民の皆さんの多数のご来場をお願い申し上げます。

今後の朝市の予定

■十月七日
午前六時から
役場内駐車場

■十一月四日
午前十時から中央公民館前通りで産業まつりと同時開催します

※出品申込み
出品者は、地場産業並びに地元を原則とし、農林、商工水産課にお申込みください。

主催 門川町地域経済振興対策協議会
(電話三-一一四〇)

妊婦教室 開催の お知らせ



保健婦による 妊婦教室を行います

期日…10月15日(月)・10月22日(月)

時間…13:30～15:30

場所…役場宿直室

対象…妊娠6・7・8ヶ月の妊婦

♥15日はお産のときの「りきみ方」と産後の
体操等。

22日には赤ちゃんのお風呂の入れ方を練習
しますので是非いらして下さい。

—問い合わせ先—

門川町役場・環境保険課☎(3)1140(内線28番)



振動障害対策 特殊健診実施について

木材、バルブ材、椎茸原木などの伐採作業にチェーンソー、または、造林地の下刈に刈払機は、林業経営になくてはならない重要な道具となりまして、
しかし、これら林業におけるチェーンソー、刈払機などの道具の普及により、振動障害(白ろう病)の発生が心配され、国県、林業団体など関係機関は、この対策に苦慮しています。

チェーンソーや刈払機による振動障害にかからないようにすることが、まず大切ですが、やむなく振動障害にかかっている人は、健診により、これを早く知り、正しい治療をしなくてはなりません。
この振動障害の特殊健診が、左記により実施されますので、常日頃心配しておられる人は是非とも受診されるようお願いいたします。
なお、詳細については農林課に問

い合せて下さい。

申込期限 十月二十日まで
申込先 門川町役場農林課
健診日 十二月七日
健診会場 延岡建設会館
受診料 林業雇用労働者一人
当り二五〇〇円
一人親方 無料



みえ・むだを省き 簡素化運動をすすめましょう

本年度、町地域婦人会で簡素化運動の一担として、身近なことからと言う事で、御見舞と香典のお返し廃止運動をすすめております。この運動の一環として左記のようなハガキを準備しましたので、是非御利用下さい。
むり、むだ、みえをなくし住みよい郷土、明るい町づくりのためこの運動の輪をみなさんで広げていきましょう。

門川町地域婦人連絡協議会

— ハガキ見本 —

過分なるお心づかい

まことにありがとうございました

このたびに際しましては、格別のご芳志を頂き厚くお礼申しあげます。地域婦人会ですすめるお返し廃止運動に参加し、このカードをもってお返しに代えさせていただきます。ムダとミエをなくし、よりよい暮らしをつくるためにお返し廃止運動をすすめましょう。

尚、香典返しの儀は門川町社会福祉協議会に寄附致し御礼に代えさせていただきますので何卒御了承下さいませようお願い申し上げます。

なまえ

全国防犯運動

S59.

10月11日(木)

10月20日(土)

考えて!! ぼくらが育つ環境を



母親のいない家庭や母親が仕事に従事又は出産等で児童の保育に困っている方で保育所に入所希望の方は申し込みを受け付けております。早目にお申し込み下さい。

申し込みに必要な書類

- ① 保育所入所申請書
- ② 母親の就労状況証明書(事業所の雇用証明書又は内職等の証明書)
- ③ 昭和五十八年分給与所得の源泉徴収票、貸金支払証明書又は給与証明書



運動の重点

今回の運動では、少年を取り巻く社会環境の浄化に重点を置いています。

○地域有志者、関係団体、業界等との連携による啓発活動の推進

○少年の健全な育成にとって有害な社会環境の実態を把握し、浄化するための活動の実施

○盛り場等における補導活動の実施

○有害図書等を子供に見せない運動等の推進

※町民一人ひとりが、一体となって犯罪のない明るい門川町を築きましょう。皆さんのご協力をお願いします。

省エネルギー

作文募集について(お願い)

省エネルギーセンターでは、国民の皆さんに省エネルギーに対する意識の一層の浸透をはかり、さらに実践に移していただくために省エネルギーに関する作文を募集します。

- ① 募集資格
年齢、性別の制限はありません。
- ② テーマ
省エネルギーは本来我慢や辛抱を強いものではなく、生活水準を維持・向上させながら単位あたりのエネルギーの使用を減少させることです。また、省エネルギー
- ③ 応募方法
応募数の制限はありませんが郵送に限りません。(作品裏面には左記の必要事項を記入して下さい。)
- ④ 記入事項
氏名(フリガナ)・住所・電話・年令・職業・テーマ(タイトル)・募集期間
- ⑤ 昭和五十九年九月十五日(土)～昭和五十九年十一月十五日(木)(当日消印有効)
- ⑥ 送付先
左記の財団法人省エネルギーセンター「省エネルギー論文コンクール」あて送付下さい。
- ⑦ 九州支部
〒八二二 福岡市博多区博多駅東二ノ八二五 よしみビル(電話〇九二三四三一～六四〇二)

⑦ 表彰の種類(予定)

(一) 最優秀賞
省エネルギー・省資源対策推進会議議長賞 一点

(二) 経済企画庁長官賞 一点

(三) 通商産業大臣賞 一点

(四) 副賞各二十万円相当の記念品(優秀賞)

(五) 資源エネルギー庁長官賞 一点

(六) 財団法人省エネルギーセンター会長賞 一点

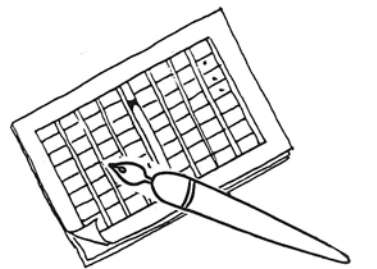
(七) 副賞各十万円相当の記念品(佳作)

(八) 副賞各二万円相当の記念品

(九) 審査結果の発表(昭和六十年一月)

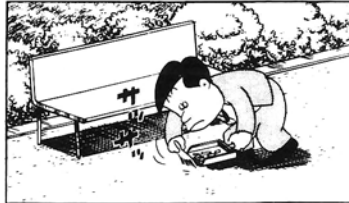
(一〇) 選考の結果については本人に通知します。

(一一) その他
応募作品の著作権は主催者に帰属し、作品の返却はいたしません。また、受賞作品は印刷物等に使用することがあります。



守ってますか喫煙マナー

北見けんいち



病院などの窓口で支払う一部負担の額

	いままで	改正後
①サラリーマン (給与取得者)	外来=初診に800円 入院=1日に付き500円	診療のたびにかかった額の1割
②①の家族	外来=かかった額の3割 入院=かかった額の2割	変わらず
③自営業など国民 健康保険に加入 している人	かかった額の3割	変わらず
④退職サラリーマン	かかった額の3割	かかった額の2割
⑤④の家族	かかった額の3割	外来=かかった額の3割 入院=かかった額の2割

患者が1か月に支払う最高限度額

	いままで	改正後
一般	51,000円	変わらず
低所得者 (市町村民税の非課 税者、生活保護を 受けている人)	サラリーマン...15,000円 自営業...39,000円	30,000円

この一部負担の最高限度額については、新たに次のことが定められました。

①1世帯で3万円以上(低所得者は2万円以上)かかった人が複数いるときは、合算して適用されます。(例えば1カ月の医療費が母3万円、子5万円のとき、合計金額8万円と最高限度額との差額は戻ってきます。)

②1世帯で最高限度額を超える支払いが、1年に4回以上あったときは、4回目からの最高限度額は3万円になります(低所得者は2万1千円)。

③血友病など、長期で高額の治療を受ける者の最高限度額は1万円です。

健康保険制度が変わります
・健康保険制度が変わります
・主な改正点は次のとおりです

十月一日より

国・民・年・金



国民年金の老令年金(通算老令年金を含む)は六十才から支給されます。しかし、年金を受ける条件を満たしていれば、六十才から六十四才までの間なら、いつでも希望するときに繰り上げで支給を受ける道が開かれています。

けれども、その年金額は、本来六十才から受ける額にくらべて最低一割から最高四割に減額されます。その減額は生涯続きますし、一たん繰り上げ支給を希望すると取り消しはできませんから、くれぐれもご注意ください。

年金で暮らしに夢と安心を

もし、あなたが次のどれかに該当すると思ったら、すぐ役場、国民年金係に照会して、早目に請求の手続きをしてください。

▼六十才になったとき
。老令年金
。通算老令年金
(希望すれば六十才から)

▼障害者になったとき
。障害年金
。母子年金

▼母子家庭になったとき
。母子年金

▼祖母と孫の家庭か、姉と弟の家庭になったとき
。準母子年金
。孤児になったとき
。遺児年金
。寡婦になったとき
。寡婦年金

▼生涯減額された年金に
国民年金繰り上げ請求

国民年金の請求は早目に!

国民年金を受ける資格ができて、自分で請求しないと、年金は受けられません。

退職者医療制度実施される!

昭和五十九年十月一日より、国民健康保険の加入者(被保険者)で、長い間会社や役所に勤め、厚生年金保険や共済組合、船員保険などから年金をもらっている人とその家族は、退職被保険者及びその扶養家族として七十歳になって老人保健に移るまで、退職者医療制度という新しい制度で医療を受けることができるようになりました。

- 金制度は次のとおりです。
- (1) 厚生年金保険法
 - (2) 船員保険法
 - (3) 恩給法
 - (4) 国家公務員等共済組合法
 - (5) 国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法
 - (6) 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法
 - (7) 私立学校教職員共済組合法
 - (8) 農林漁業団体職員共済組合法
 - (9) 地方公務員の退職年金に関する条例
 - (10) 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法

扶養家族になる人は

- 国民健康保険の被保険者(老人保健法の適用を受ける者を除く)であり、退職被保険者と同じ世帯に属し、主としてその者により生計を維持する者に掲げる者です。
- (1) 退職被保険者の直系尊属、配偶者(内縁関係でもよい)
- (2) その他三親等内の親族及び内縁関係にある者の父母及び子。

厚生年金保険法等の老齢(退職)年金の受給権の発生した日が退職被保険者となる日です。町では、退職者医療制度の実施にともない対象者の方々へは、すでに通知をさしあげているところですが、まだ届出の済んでいない人又通知の届いていない人で該当すると思われる人は、年金証書等関係書類を添えて至急届出をして下さい。

詳細や不明な点は、環境保険課国保係までお問い合わせ下さい。

届出にあたっては次の書類が必要で、(1) 配偶者や十八歳未満の子(重度障害である子)以外の者は生計維持証明書。(2) 内縁関係の場合は、その事実を証明する書類。

退職医療制度では、一部負担金がかかるようになります。退職被保険者本人...医療費の二割

扶養家族...: 外来は医療費の三割。入院は医療費の二割。保険料は従来どおりです。

「行政相談」週間 10月14日～20日

- あなたの生活と行政をつなぐパイプ、それが行政相談業務です。あなたが持っている行政への苦情や要望を聞き、解決を図ってくれるのが、行政相談委員です。今年も「親切、ていねい、迅速な窓口をめざして」の統一テーマの下に、10月17日から「行政相談週間」が始まります。
- この期間中は、行政監察局主催による臨時の行政相談所が開設されたり行政相談委員の巡回行政相談などが実施されます。この機会にあなたの生活と行政をつなぐパイプをより太くするため、行政相談業務への理解を深め、気軽に利用してみませんか。



※お気軽に相談してください。

二、場所
門川町老人福祉館

一、日時
十月十六日(火)
九時～十二時

行政相談週間の行事として、次のとおり行政相談所が開設されますのでお知らせいたします。

巡回行政相談

のお知らせ



行政への苦情、要望をお聞きます。

青年海外協力 隊員募集



問い合わせ先

〒880
宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県総務部総務課外務係
☎ 0985-24-1111
(内線2013)

開発途上国の国づくりに積極的に参加する協力隊員を募集します。

応募資格 満二十歳から三十五歳までの方

募集期間 十月十五日から十一月三十日まで

派遣期間 二年間

派遣職種 農林水産、加工、保守操作、土木建築、保健衛生、教育文化スポーツ等約百三十職種

期 日	時 間	会 場
11月1日(木)	午後六時より午後九時まで	都城市総合社会福祉センター 二階 研修室
11月2日(金)	午後六時より午後九時まで	みやざき会館二階バーム (宮崎市)
11月27日(火)	午後九時	

募集説明会

▼地域商業に影響を及ぼす諸環境条件と商業の実態等を総合的に調査分析し、地域商業の近代化の目標を明示するとともに、その具体的な方策を提示する。

②商店街診断

▼商店街に対して直接、間接に影響を及ぼす外的、内的要因を総合的に調査分析し、商店街の持つ長

③中小企業経営管理者研修

▼中小小売商業・中小サービス業の中堅管理者及び販売実務担当者等に対し、接客技術、陳列技術等に関する実務知識を修得させる。

④中小企業経営近代化研修

詳しくは、門川町商工会へ

昭和六十年年度中小企業診断・指導事業が 次のとおり実施されます。

昭和六十年年度中小企業診断 指導事業の実施について

▼中小企業者等に対し、経営の近代化に必要な知識、技術を修得させる。(経営実務、施策普及、商業、工業及び商店主婦のコースがある。)

⑤商店街近代化促進費補助事業

▼商店街の近代化を促進するための基本計画に係る調査及び研究を行うおととする商店街振興組合及び事業協同組合に対し助成する。

⑥巡回総合指導

▼相談にこれられない中小企業者や地域の特性を生かす経営指導の立場から、地区を単位に班を編成して出向き、窓口指導及び集合指導並びに個別指導を行い、中小企業者の経営改善に資する。

※いずれも地域中小企業の振興や経営者の資質向上を図るうえで



有用な制度であります。これらの制度へ積極的に参加されますよう、各中小企業の経営者並びに各関係機関のご協力をよろしくお願い致します。

なお、詳細についてのお問い合わせは、門川町商工会へご連絡下さい。(電話③一五一四)

昭和五十九年度
特定業種退職金
共済制度
加入・促進強化月間の
実施について

特定業種退職金共済制度の一層の普及と実効ある加入促進を図るため、本年度も十月一日から十月三十一日までの期間を加入促進月間と定め、次のとおり、特定業種ごとに強力な加入促進運動を展開することになりました。

一、建設業退職金共済制度
二、清酒製造業退職金共済制度

なお、詳細についてのお問い合わせは、商工水産課へご連絡下さい。(電話③一五一四〇)

所得税の 記帳・記録保存制度の あらまし

1 記帳制度

事業所得等のある人(青色申告者を除きます)で、次の(1)または(2)のいずれかに当てはまる人は、帳簿を備え付け、その年の取引のうち、総収入金額や必要経費について簡易な方法により記帳を行うとともに、その帳簿を七年間(書類は五年間)保存しなければならないこととされました。

(1)その年の前年十二月三十一日において、前々年度の事業所得等の金額が三百万円を超える人

(2)その年の三月三十一日において、前年度の事業所得等の金額が三百万円を超える人

したがって、昭和五十八年分の事業所得等が三百万円を超えている人は、昭和六十年一月一日の取引から記帳することになります。

2 記録保存制度

1の記帳をしなくてもよい人でも、次の(1)または(2)のいずれかに当てはまる人は、その業務に関して作成し、または受領した帳簿や書類(決算関係書類、請求書、納品書、領収書など)を整理して五年間保存することとされました。

(1)その年の前年十二月三十一日において、前々年度の確定申告書などを提出している人や前々年度について決定を受けている人

(2)その年の三月三十一日において、前年度の確定申告書などを提出している人や前年度について決定を受けている人

したがって、昭和五十八年分の確定申告書を提出している人などは、昭和六十年一月一日の取引に関するものから保存しなければなりません。

3 総収入金額報告制度

その年の事業所得等の総収入金額が五千万円を超える人(その年の確定申告書を提出している人を除きます)は、その収入金額の合計額などを記載した総収入金額報告書を翌年三月十五日までに提出しなければならないこととされました。

したがって、昭和五十九年分の確定申告書を提出する必要がある人でも、五十九年中の事業所得等の総収入金額の合計額が五千万円を超える場合は、昭和六十年三月十五日までに、総収入金額報告書を提出しなければなりません。



4 収支内訳書添付制度

事業所得等がある人(青色申告者を除きます)が確定申告書を提出するときは、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を確定申告書に添付しなければならないこととされました。

したがって、来年、昭和五十九年分の確定申告書を提出するときは、収支内訳書を添付することになります。

なお、お分かりにならない点がありましたら、お気軽に最寄りの税務署(所得税担当)にお問い合わせください。

明治四年に解放令が出たあと、西日本地域を中心にして百姓一揆が起りました。あの解放令で、えた、非人という呼称をなくしました。百姓一揆の直接のきっかけは、維新政府の税金や米価に対する不満が、お上や富豪に向くべき竹やりが、沿道で被差別部落の焼き打ちに回ったのです。いつの間にか一揆のスローガンの中に「解放令反対」が掲げられたのです。ここにお百姓の悲しい姿があります。三百年間、士農工商の身分制度で、武士の次におだてられ、そして苛酷な年貢を取り立てられたあげく、不満を上に向けさせないために「お前たちより下には、まだ、えた・非人があるのだ」と言っでごまかされてきたのが、お百姓です。幕府から血と汗をしぼり取られてきたお百姓が、解放令のあと、うらみを自分たちより弱い人びとに向けたのです。それまで

は、まだ、下見て暮らす不満の吐け口があった。しかし、自分たちより下が無くなってしまったら、結局俺たちがいつも踏んづけられるのだという、お百姓の不安が解放令反対となったのです。それから百年たちましたが、意識構造は全く変わっていないのではないのでしょうか。

今日言われる逆差別意識というのも、その百姓一揆の心情に似ていません。やはり、弱者が弱者を差別するという差別の二重構造ここに私たちはきちんと目を向けて、これからの啓発を考えてゆかなければ、単にけしからんと言っ

てしまうわけにはいかないのです。地域改善対策特別措置法という新しい法律ができて、いまその出発点にあります。地対法と言え、地対空ミサイルか何かと間違われるような、一般の人には非常にわかりにくい名称の法律です。前の同和対策事業特別措置法から同和

という二字が無くなった新法ですが、しかし私は、わかりにくいから法の趣旨をひとことつけ加えて説明する一層の努力がこれからはいるわけでして、逆説的に言えば、むしろプラスであると思うのです。つい一週間ほど前に、国の出先機関の国家公務員を対象にする同和問題研修会が福岡で開かれました。その研修担当者が「何をしますか」と言いますから、私は「新法下における同和行政について」という題を掲げました。そして、研修の責任者がポカンとした顔をして「あれ、同和という言葉は、まだ使っていないのですか？」と、私に聞くのです。確かに地対法に変わりましたが、総理府の同対室は地対室に変わり、公文書も変わりました。気の早いところでは、県の同対局も地対局に変わった

しています。まあ、お役所の社会ならそれはいたしかたないとしても、私は、やはり、おかしいと思うのです。同対法が地対法に変わりましたが、第一条は、日本国憲法の理念にのっとり、法の目的

遠き子へ故郷のメロン宅急便 守屋 貞子
孫の掌に預けし蟬のいのちかな 佐藤 秋子
鬼灯や子は皆亡夫の分霊 松葉マサエ
天界の上に天界雲の峰 佐藤 定光
点滴は不老の滝のしたたりか 松葉 濤華
夕風や艇庫に残るゴム草履 谷川 童夢
大暑なり浜にころがる牛の骨 松本きよし
泥足の乾きがちなる八つさがり 後藤 玉喜
土佐光銘の鎌研ぎ今朝の秋 清田 柳水
夭折の棺に百合とランドセル 児玉 セツ
酒愛でし牧水の歌碑秋きざす 河野白陽子

大西日受けて落しぬ磨崖仏 太田 宇朗
父親となりし子遠し梅雨雀 寺尾 京子
冷し汁旧家に残る通り土間 甲斐 芳枝
炎天の城址雪子という牝熊 牧野 吐龍

昨秋開催された宮崎県同和問題啓発推進大会での講演収録から

いまなぜ寝た子を起すか

講師 西日本新聞社社会部長 稲積謙次郎先生

は全く同じです。法律は最少限の規範でありまして、法律があつて精神があるのではなく、精神があつて法があるわけですから、立法の趣旨を考えるならば、同対法が地対法に変わつても、同和行政には、一貫性がなくてはならない

ずです。法律の名称が変わつたらといて、同和という言葉がもう使えなくなるのだというような、そうした意識こそ問題があるのです。それは単に、同和問題を言葉の問題としてとらえているから、そういうことになるのです。

— 実りの秋 —



犬を飼育されている皆さんへ

昭和五十九年度畜犬登録及び第二回目狂犬病予防注射を狂犬病予防法に基づき、次の日程表のとおり実施しますので、生後三ヶ月以上の犬を飼われている方は、必ず全犬受けるようお願いいたします。なお、料金は次のとおりです。

一、登録料 二、一〇〇円
二、注射料 一、二五〇円

畜犬登録 狂犬病予防注射日程

月 日	曜	場 所	時 間	対 象 区
10月1日	月	松瀬公民館	10:00～10:30	松瀬
		上井野公民館	11:00～11:30	上井野
		三ヶ瀬公民館	13:30～14:30	三ヶ瀬
		大内原公民館	15:00～15:30	大内原
10月2日	火	小松公民館	9:30～10:00	小松
		小園公民館	10:20～10:50	小園
		中山公民館	11:10～11:40	中山
		竹名公民館 城屋敷公民館	13:30～14:00 14:30～15:30	竹名 城屋敷
10月3日	水	中村公民館	9:30～10:10	中村
		平城東集会所	10:30～11:30	平城東、平城西
		西栄町公民館	13:30～14:30	西栄町、宮ヶ原、栄ヶ丘
		東栄町公民館	15:00～16:00	東栄町
10月4日	木	五十鈴地区 営農集合施設	9:30～10:00	五十鈴
		古川公民館	10:30～11:30	南町1区・2区・南ヶ丘
		本町公民館	13:30～14:00	本町・上町
		下納屋公民館	14:30～16:00	下納屋・上納屋全区 後向・尾末東・旭町・中尾
10月5日	金	コミュニティセンター	9:30～10:00	庵川西
		庵川東公民館	10:30～11:30	庵川東、牧山、谷の山
		加草公民館	13:30～15:30	加草全区

八材をゴボウ抜
とか「座り込み
一人一人ゴボウ
」などといい

です。
種をまくのは春ですが、
根が一メートル以上にもな
るのは十月ごろ。「牛蒡引く
」
「牛蒡掘る」は、俳句では
秋の季語になっています。
村上鬼城の句に「牛蒡引
くやほきりと折れて山にひ
びく」とあるように、うま
くやらないと折れがち。牛
蒡引きには熟練が必要です。
たいいてい牛蒡取り用の長

い鍬で、周りを深く掘って
から引き抜きます。高浜虚
子の句「牛蒡掘る黒土鍬に
へばりつく」といったこと
になるわけです。
「ゴボウ抜きにする」と
いう表現には、なかなか引
き抜けないものを一つずつ
一気に抜いてゆくニュアン
スがありますが、実感を知
って使える人は、少なくな
ったのではないでしょう

ツ(牛蒡)は独
園ごたえがあつ
理には欠かせな
国、シベリア、
にも自生します
して好んで口に
本人だけだそう

す。
種をまくのは春ですが、
根が一メートル以上にもな
るのは十月ごろ。「牛蒡引く
」
「牛蒡掘る」は、俳句では
秋の季語になっています。
村上鬼城の句に「牛蒡引
くやほきりと折れて山にひ
びく」とあるように、うま
くやらないと折れがち。牛
蒡引きには熟練が必要です。
たいいてい牛蒡取り用の長

い鍬で、周りを深く掘って
から引き抜きます。高浜虚
子の句「牛蒡掘る黒土鍬に
へばりつく」といったこと
になるわけです。
「ゴボウ抜きにする」と
いう表現には、なかなか引
き抜けないものを一つずつ
一気に抜いてゆくニュアン
スがありますが、実感を知
って使える人は、少なくな
ったのではないでしょう

町民の皆様、官公署に提出される各種の書類は行政書士へ！

皆様、行政書士はどのような業務を取扱っているのかご承知でしょうか。

◎行政書士は県庁、市町村役場、警察署、保健所等へ皆様が提出される書類を皆様に代って作成し、又は提出の代行相談などを行っております。

◎世の中には行政書士の資格を持たないもの（もぐり業者）が書類などを作成し法外な作成料を取っている事例がたくさんあります。

特に交通事故等で示談、保険金の請求に多額の金額を要求された事例が数多くあります。

◎このような被害を受けないためにも県知事認可の報酬で皆様が安心して依頼のできる有資格の行政書士が各市町村に事務所を設けておりますので書類の作成提出相談等の場合には必ずこれらの行政書士を是非ご利用ください。

◎又資格を持たない者が行政書士の業務を行いますと処罰されます。

中国残留日本人孤児に関する

届け出の実施について

さきの大戦の終結前後の混乱期に、中国の東北地区(満州)等において肉親と離別した、いわゆる中国残留日本人孤児(当時年齢が十三歳未満である者)について、今後、あらためてその者の肉親等から、離別当時の状況等に関する届出を求めている。中国残留日本人孤児に関する国内資料の充実を図り、肉親捜しの調査を依頼してきた中国残留日本人孤児が、肉親捜しの手がかりとして申し立てている事柄との突き合せ調査を行うなど、肉親捜しの調査のための基礎資料とすることになりました。

◎届け出対象者

中国において終戦前後の混乱期

◎届け出する事項

肉親と離別した子女の終戦当時における家族構成、住居、職業等の家族の状況、ソ連参戦後の家族の行動及び子女との離別当時の状況など、肉親と離別した子女の消息を知るための手がかりとなる事柄について届け出て下さい。

◎届け出の方法

この届け出は、届け出の対象となる方がたに「中国残留日本人孤

児に関する届」に記入していただくことになっております。

◎届け出の期間

届け出は、昭和五十九年十月二十日までに行ってください。

◎届け出の問い合わせ

届け出の問い合わせは役場住民課厚生係に問い合わせ下さい。

電話 三一四〇 内線一五番

社協会費

◎賛助会費

壹千円 東栄町 今村重好殿
参千円 南町 池田季由殿
貳千円 加草五 浜田晴義殿
(追加で合計参千円)

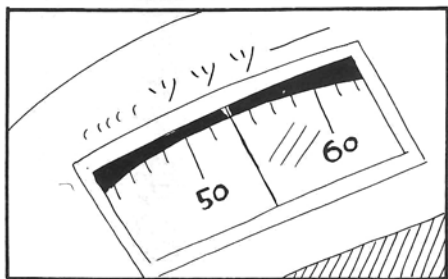
◎団体会費

貳万五千元 四半的乙島会殿
貳万貳千元 老人クラブ
五千元 門小女子 連合会殿
五千元 パレー部殿
五千元 地域婦人会殿
五千元 門川漁協婦人部殿
社会福祉法人 門川町社会福祉協議会

寄附お礼

香典返しのかわりに、社会福祉事業にとご寄附を頂きました。

さわやか 君
西村 示



—ごめい福を祈る—

三下加	ケ納草	瀬屋2	池田立花	敏教キミエ	56
南町1	五十鈴	井本寅之助	81		
平城東	松寿園	那須國平	89		
宮ヶ原	田中病院	一法師アヤ	72		

ここに厚くお礼申し上げますと共に、故人のご冥福をお祈り申し上げます。

尚使途につきましては、その主旨にそいまして、社会福祉事業に活用させて頂きたいと存じます。

五万円 三ヶ瀬 池田チトエ殿 (敏教)
参万円 加草 原田 昭夫殿 (勇)

もと門川町中村在住、現在、丸紅商事ロンドン海外駐在員、江藤量一さんの母トシエさん(現住所 千葉県船橋市夏見町一六五〇一九)が宮崎青島旅行中事故で亡くなり門川町永願寺で仮葬儀が行われ、香典返しのかわりに、社会福祉事業にと拾万円をご寄附頂きました。

締切日(九月十七日迄分)
社会福祉法人
門川町社会福祉協議会